

防衛装備移転三原則及び運用指針の改正について (基本的な考え方)

Q 1 今回の改正（「5類型見直し」）のポイントを教えてください。

- 今回の見直し（防衛装備移転三原則及び運用指針の改正）は、我が国を取り巻く安全保障環境が加速度的に厳しさを増していることを踏まえ、我が国として、平和国家としての理念は堅持した上で、我が国の安全と地域及び国際社会の平和と安定の確保を図っていくことを目的として行ったものです。
- 安全保障環境が厳しさを増す中、今やどの国も一か国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、防衛装備面も含め、同盟国・同志国とともに助け合うことが必要となっています。
- そのような中で、防衛装備移転を推進することは、
 - ・ 同盟国・同志国の抑止力・対処力を強化し、
 - ・ 同盟国・同志国と同じ防衛装備を保有し、生産・維持整備基盤を共有することにより、相互に支援する環境を構築することを可能とし、
 - ・ 同時に、有事に必要な継戦能力を支える国内生産能力を確保する、という大きな意義を有しています。
- このような考え方に立ち、
 - ・ 安全保障上のパートナー国に対しては、全ての完成品を含む防衛装備の移転を認め得ることとする、
 - ・ 個別の移転は、案件ごとに厳格に審査し、移転後の適正管理が確保される場合に限って移転を認め得ることとする、
 - ・ 特に自衛隊法上の武器の移転については、移転先を「国際連合憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束」の締結国に限定するほか、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」には原則として移転しない、
 - ・ さらに、自衛隊法上の武器については、個別案件を、充実させた審査項目により国家安全保障会議において一層厳格に審査するとともに、移転を認め得ると判断したときは速やかに国会に通知し、モニタリング体制の強化等により移転後の適正な管理を確保する、こととしました。
- 政府としては、引き続き、防衛装備移転三原則に基づき、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを堅持しつつ、我が国の安全と地域及び国際社会の平和と安定の確保を図るため、防衛装備移転を戦略的に推進していきます。

- また、今回の見直しについて、国民の皆様にご理解いただけるよう、政府による対外発信や国会における質疑などを通じて、丁寧に説明していきます。

Q 2 今後も、平和国家としての基本理念は堅持されるのですか。

- 今回の見直し後も、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを堅持していくとの政府の立場はいささかも変わりません。
- 我が国の防衛装備は、専守防衛の考え方の下で整備してきました（例えば、我が国は「攻撃型空母」や「長距離戦略爆撃機」を保有しておりません）。我が国がこれまで整備してきた防衛のための装備の移転を通じ、同盟国・同志国の防衛力が向上すれば、抑止力・対処力の向上につながり、我が国の安全と地域及び国際社会の平和と安定の確保を図ることができると考えています。
- また、今回の見直しにおいて、自衛隊法上の武器については、
 - ・ 移転先を「国際連合憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束」の締結国に限定しています（※）。したがって、我が国から移転された自衛隊法上の武器が侵略等の行為に使用されることは想定されません。その上で、万が一、侵略等に使用していることが確認される場合には、我が国として、当該武器の使用停止を含め、相手国に対し是正を強く要求することとなります。さらに、維持整備に必要な部品等の差し止め等を含めて、個々の事例に応じて厳正に対処することが想定されます。

※ 「防衛装備品・技術移転協定」を締結した国（2026年4月時点で17か国（米国、英国、豪州、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、UAE、モンゴル、バングラデシュ））

 - ・ 「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は、「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」を除き、原則として認めません。
 - ・ 移転に際しては、国際的な輸出管理枠組みを遵守した上で、個別の案件ごとに、充実させた審査項目に基づき一層厳格に審査を行い、適正管理が確保される場合に限って移転を認め得ることとしています。また、移転後においても、管理要領や管理状況等について、必要な場合には関係省庁の職員の現地派遣も行いながら確認していくこととしています。
- このような措置を通じて、平和国家としての基本理念を堅持しつつ、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出に努めていきます。

Q 3 今後、一層厳格に審査を実施することですが、どのように厳格化されるのですか。

- 政府においては、これまでも、防衛装備移転三原則及び運用指針の下、個別の案件ごとに、防衛装備の海外移転の可否を厳格に審査してきたところです。
- 具体的には、これまでも、移転の可否は、
 - ・ 相手国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響、
 - ・ 相手国・地域と我が国の安全保障上の関係、
 - ・ 移転される防衛装備の性質、
 - ・ 技術的機微性、用途、数量、形態並びに目的外使用及び第三国移転の可能性、等を考慮して、慎重に検討することとしてきました。
- 今回の見直しにおいて、自衛隊法上の武器の移転の可否については、
 - ・ 周辺国との関係を含む相手国・地域の安全保障環境、
 - ・ 輸出管理体制、
 - ・ 我が国の防衛力整備や自衛隊の運用に与える影響を含む我が国の安全保障環境への影響、を新たに審査項目として追加し、相手国と周辺国の軍事バランスや外交関係にどのような影響が及ぶか等について、より慎重かつ総合的な審査を行うこととしました。
- このように、自衛隊法上の武器の移転の可否については、充実させた審査項目により一層厳格に審査していきます。

Q 4 モニタリング体制を強化することですが、今後、どのようにモニタリングを行うのですか。

- 今回の見直しに伴い、自衛隊法上の武器の移転に関しては、相手国における移転後の管理状況を確認するためのモニタリング体制を強化することとしました。
- 具体的には、保全措置や紛失した場合の対応等、自衛隊法上の武器の管理要領及び当該要領に沿った管理状況を確認するため、書面による確認手続のほか、必要な場合には、在外公館と連携しつつ、関係省庁の職員の現地派遣を行うことを想定しています。

Q 5 今後、国会への通知はどのように実施されるのですか。他国における議会の関与との比較では、どのように評価されますか。

- 我が国においては、従来から、防衛装備移転の許可は、外国為替及び外国貿易法（外為法）にのっとり、政府において行ってきました。
- 今回の見直しに伴い、自衛隊法上の武器の移転の可否については、国家安全保障会議において充実させた審査項目により一層厳格に審査し、移転を認め得ると判断した場合には、速やかに国会への通知を行うこととしました。
- なお、今回の見直しにあたっては、防衛装備移転の許可に係る国会の関与の在り方について、主要国の制度も確認しました。例えば、米国には、見積額が一定の金額以上の場合、政府が議会に事前通知を行う制度が存在します。他方、米国を除く主要国においては、事後的に議会が通知を受ける例があるにとどまっているなど、諸外国の制度は、各国の背景や状況などを踏まえて設計されており、一概に比較・評価することは困難です。

Q 6 なぜ「5類型」の見直しが必要になったのですか。

- 今回の見直しによって、従前、いわゆる「5類型」、すなわち「救難、輸送、警戒、監視及び掃海」に限定して認め得るとしていた国産完成品の移転について、安全保障上のパートナー国に対しては、全ての完成品の移転を認め得ることとしました。
- 「5類型」は、2014年に防衛装備移転三原則が策定された際、当時の国家安全保障戦略において我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチの1つとして「海洋安全保障の確保」が掲げられていたことも踏まえ、設けられたものです。今日においても海洋国家である我が国にとって海洋安全保障の確保が重要であることに変わりはありません。
- しかし、移転を認め得る防衛装備を特定の類型（「5類型」）や分野（海洋安全保障）に紐づける方式では、
 - ① 当該類型・分野に該当するか否かの判断が難しいケースが生じ得る、
 - ② （①を背景に）関係国や関係企業が案件形成の取組に躊躇し、案件形成ができない、
 - ③ （①・②を背景に）安全保障上重要な防衛装備移転を適時適切に実施できないといった課題があると認識しています。
- さらに、安全保障環境が厳しさを増す中、各国は、ロシアによるウクライナ侵略等を教訓に、「新しい戦い方」や長期戦への備えを急いでいる。「新し

い戦い方」においては、AI、サイバー、宇宙などの新しい領域と陸海空といった伝統的な領域の兵器がミックスされ、また、極めて短いサイクルで装備や戦い方が変化していることから、装備を特定の類型・分野に当てはめることがこれまで以上に困難になっています。また、長期戦では、あらゆる種類の装備や弾薬などが大量に消費されるという現実が明らかとなり、特定の類型・分野に限られない、装備全般の重要性・ニーズが拡大しています。

- このような中、我が国においても、防衛装備面を含め、同盟国・同志国とともに助け合うことが必要となっており、同盟国・同志国の抑止力・対処力及び国内外の生産・維持整備基盤の強化という観点から、防衛装備移転を推進する必要性が高まっています。
- このような認識の下、今回の見直しに当たっては、移転を認め得る防衛装備を特定の類型・分野に紐づけるのではなく、全ての完成品を含む防衛装備の移転を原則として認め得ることとしたものです。